

環境配慮契約による環境負荷 低減効果の試算について

令和7年12月26日

令和6年度環境配慮契約締結実績調査

環境負荷低減効果の試算結果概要

- 国及び独立行政法人等の令和6年度における「電気の供給を受ける契約」「自動車の購入及び賃貸借に係る契約」「省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約」及び「建築物の設計に係る契約」において、環境配慮契約を実施した場合の環境負荷低減効果（CO₂削減効果）の試算結果は下表のとおりであり、合計で約**91千t_{CO2}**
- 電気の供給を受ける契約の環境負荷低減効果については、沖縄電力を除く一般送配電事業者の9供給区域について算定

各契約類型の環境負荷低減効果の試算の詳細は次スライド以降を参照

契約類型	電気の供給を受ける契約	自動車の購入等に係る契約	省エネルギー改修事業に係る契約	建築物の設計に係る契約	合計
CO ₂ 排出削減量	87,559	130	2,737	780	91,206

単位 : t_{CO2}

- 「船舶の調達に係る契約」については、環境配慮契約の締結実績が少ないとから、環境負荷低減効果を試算するためのデータが十分得られておらず、引き続き試算の対象外
- 「産業廃棄物の処理に係る契約」については、国及び独立行政法人等における直接の環境負荷低減効果ではないため、試算の対象外
- 「建築物の維持管理に係る契約」に関する環境負荷低減効果の適切な算定については昨年度より検討を開始したベンチマーク指標の活用方策等を含め継続して検討
- 令和5（2023）年度における政府全体（独立行政法人等は含まない。）の温室効果ガス総排出量は1,741千t-CO₂（政府実行計画の削減目標対象のみ）

1. 電気の供給を受ける契約

試算対象

■ 試算対象とした施設は、沖縄電力供給区域以外の地域であって下記の条件を満たす施設

- 高圧区分又は特別高圧区分の施設
- 環境配慮契約（裾切り方式）を実施した施設
- 契約した相手先の小売電気事業者が判明している施設
- 予定使用電力量が判明している施設
- 一般送配電事業者から供給を受けていない施設

■ 試算対象施設の概要

- 試算対象施設数 **2,289施設**
- 予定使用電力量の合計 **7,036百万kWh**

1. 電気の供給を受ける契約

試算方法

■ 試算方法の概要

○環境配慮契約の実施によるCO₂排出削減量は次式のとおり

$$\text{CO}_2\text{排出削減量} = \text{予定使用電力量} \times (\text{未実施排出係数} - \text{環境配慮排出係数})$$

環境配慮排出係数：環境配慮契約を実施した施設の平均CO₂排出係数

未実施排出係数：環境配慮契約を実施可能であったが実施しなかった施設の平均CO₂排出係数

供給区域別のみなし小売電気事業者の排出係数及び環境配慮契約の実施状況別の平均排出係数

供給区域	北海道電力 ネットワーク 供給区域	東北電力 ネットワーク 供給区域	東京電力 パワーグリッド 供給区域	中部電力 パワーグリッド 供給区域	北陸電力 送配電 供給区域	関西電力 送配電 供給区域	中国電力 ネットワーク 供給区域	四国電力 送配電 供給区域	九州電力 送配電 供給区域	全国平均
みなし小売 電気事業者	0.532	0.385	0.408	0.393	0.481	0.401	0.511	0.454	0.402	0.422*
環境配慮契約 を実施	0.456	0.386	0.409	0.400	0.422	0.393	0.446	0.454	0.368	0.407
環境配慮契約 を未実施	0.399	0.405	0.415	0.407	0.474	0.402	0.496	0.446	0.424	0.431

※全国平均の排出係数は令和5年度における電気事業低炭素社会協議会会員事業者の排出係数の加重平均

注1：排出係数は高圧区分及び特別高圧区分の施設の平均排出係数（加重平均）であり、一般送配電事業者により供給された施設は除外している

注2：5つの供給区域が全国平均の排出係数を下回っている

排出係数単位：kg-CO₂/kWh

1. 電気の供給を受ける契約

試算結果

環境配慮契約を実施した場合と実施しなかった場合の平均排出係数及び予定使用電力量

供給区域	北海道電力 ネットワーク 供給区域	東北電力 ネットワーク 供給区域	東京電力 パワーグリッド 供給区域	中部電力 パワーグリッド 供給区域	北陸電力 送配電 供給区域	関西電力 送配電 供給区域	中国電力 ネットワーク 供給区域	四国電力 送配電 供給区域	九州電力 送配電 供給区域	全 国
環境配慮契約 を実施 a_n	0.456	0.386	0.409	0.400	0.422	0.393	0.446	0.454	0.368	0.407
環境配慮契約 を未実施 b_n	0.399	0.405	0.415	0.407	0.474	0.402	0.496	0.446	0.424	0.431
予定使用電力量 (GWh) E_n	454	563	2,507	527	161	1,412	557	160	695	7,036

注：令和5年度の排出係数による試算

排出係数単位：**kg-CO₂/kWh**

CO₂排出削減量 = $\sum_{n=1}^9 E_n \times (b_n - a_n)$

E_n : 供給区域nにおける予定使用電力量
 a_n : 供給区域nにおける環境配慮排出係数
 b_n : 供給区域nにおける未実施排出係数



裾切り方式の実施による削減効果は**87,559トンCO₂**

2. 自動車の購入及び賃貸借に係る契約

試算対象

- 試算対象とした自動車は、次の条件を満たす99台
 - 複数の応札者のあった入札の場合
 - 最低価格を提示した者以外が落札かつ削減効果がある場合
 - 落札した車種及び燃料種が判明している場合
- 試算対象の燃料種はガソリン（ハイブリッドを含む）が98台（乗用車97台、貨物車1台）、軽油が1台（貨物車）

試算方法

- 試算方法の概要
 - 落札者の自動車の燃費値と最低価格を提示した自動車の燃費値、年間想定走行距離、想定供用期間、供用期間中のCO₂排出量の差を燃費向上による環境負荷低減効果（CO₂排出削減量）として試算
 - 自動車ごとのCO₂排出削減量は次式のとおり

$$\text{CO}_2\text{排出削減量} = (1/\text{最低価格燃費値} - 1/\text{落札者燃費値}) \times \text{年間想定走行距離} \times \text{想定供用期間} \times \text{燃料種別発熱量} \times \text{燃料種別排出係数} \times 44/12$$

年間想定走行距離及び供用期間が不明の場合は、それぞれ11,000km、7年間と想定し試算
最低価格の自動車の燃費が不明の場合は、落札車種の車両重量の燃費基準値から試算

2. 自動車の購入及び賃貸借に係る契約

試算結果

- 試算対象となった99台の環境負荷低減効果（CO₂排出削減量）の試算結果は下表のとおり **130t CO₂**
- 複数の応札者があり、総合評価落札方式により入札を行った1,162台のうち、919台（79.1%）が燃費の最も優れた自動車が落札

自動車種別	燃料削減量 (㍑)	発熱量 (MJ/㍑)	排出係数 (kg-C/MJ)	CO ₂ 排出削減量 (t-CO ₂)
ガソリン自動車	54,934	34.6	0.0183	127.5
ディーゼル自動車	994	37.7	0.0187	2.6
合計	55,928	—	—	130

注1：試算に当たっての発熱量及び排出係数は地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条に定める発熱量及び排出係数による。

注2：本試算方式は、落札した自動車の燃費と価格の評価点が最低価格を提示した自動車の評価点を上回る場合のみを削減効果の試算対象としているため、過小評価となっているものと考えられる。

3. 省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約

試算対象

- 令和6年度において契約されたESCO事業は国立大学法人の1件であり、シェアード・セイビング方式

試算方法

試算方法の概要

- ESCO事業は元来、省エネルギーを目的とした事業であり、当該事業のエネルギー消費量やCO₂排出量の詳細データ（ESCO事業の実施前後のエネルギー種別の消費量、CO₂排出量）から算定

試算結果

ESCO事業の実施による年間の環境負荷低減効果（エネルギー削減量及びCO₂排出削減量）は、以下のとおり

- 改修前後のエネルギー削減量（合計） 54,881GJ/年
- 改修前後のCO₂排出削減量（合計） 2,737トンCO₂/年

4. 建築物の設計に係る契約

試算対象

- 令和6年度において環境配慮型プロポーザル方式により実施された設計業務のうち、環境性能評価のCO₂削減量（当該施設の延床面積、単位面積当たりCO₂削減量）が把握できた**17施設**（国の機関**1施設**、独立行政法人等**16施設**）

試算方法

■ 試算方法の概要

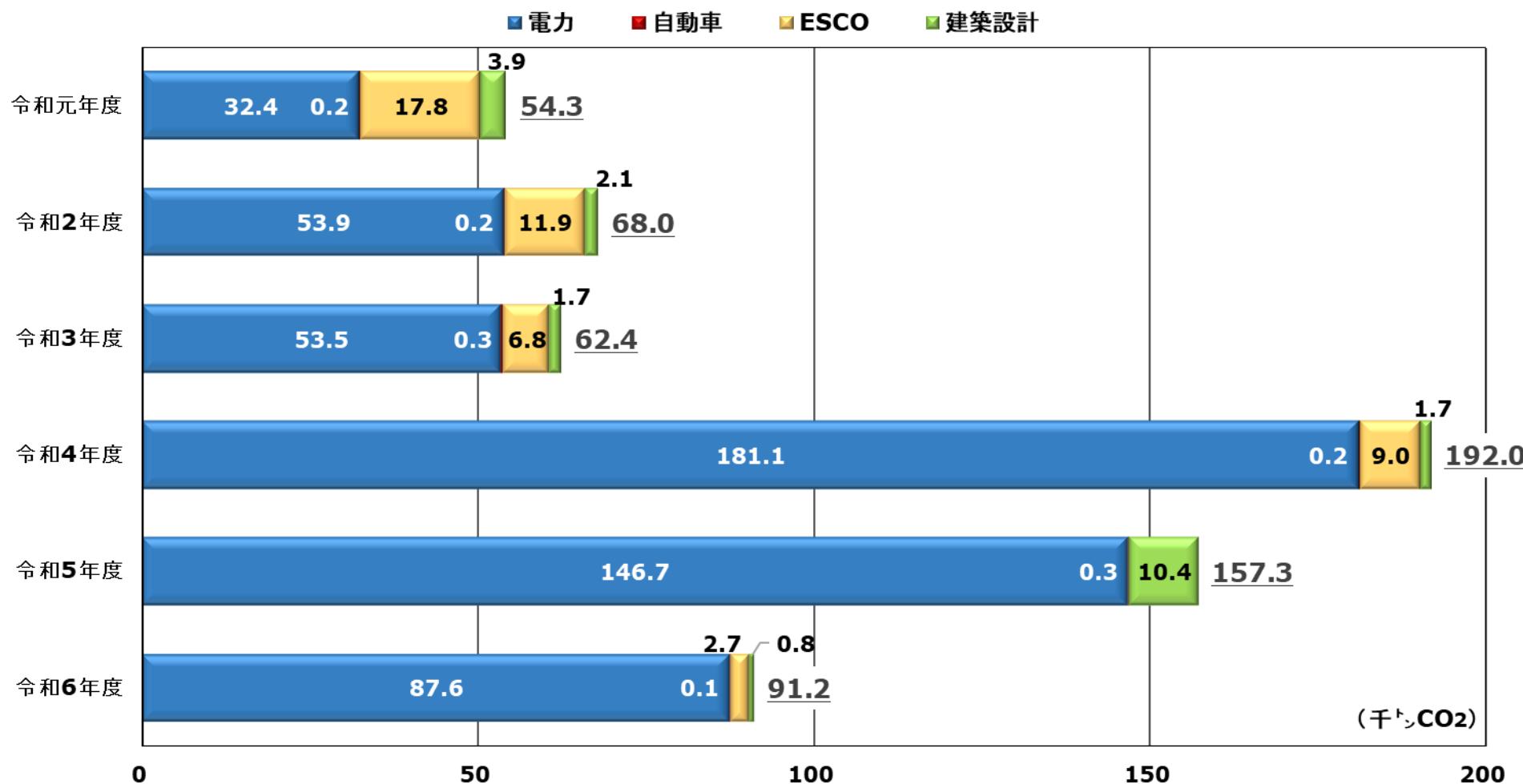
- 環境配慮型プロポーザル方式による設計対象施設の延床面積及び単位面積当たり年間二酸化炭素削減量の詳細データから環境負荷低減効果（CO₂排出削減量）を算定

試算結果

■ 試算対象となった**17施設**の年間の環境負荷低減効果（CO₂排出削減量）は、以下のとおり

- CO₂排出削減量（合計） **780トンCO₂/年**
- CO₂排出削減量（施設当たり） **45.9トンCO₂/年**

【参考】環境配慮契約の実施による二酸化炭素削減効果の推移



注1：環境配慮契約の実施状況の推移については参考資料6参照。

注2：令和4年度以降の電気の供給を受ける契約による削減効果の大幅な増加は排出係数の低い電気事業者の供給量が大きく増加したことによる。

注3：令和5年度はESCO事業が実施されていないことから、ESCO事業の実施に伴う削減量は“0”である。